

登録制度の概要

各業における登録制度の概要

建設コンサルタント・地質調査業者登録規程の変遷

技術管理者制度の概要

建設関連業と登録制度の概要について

建設関連業とは

| | |
|-----------|---|
| 測量業者 | 土地の形状・土地に付随する情報の調査・整理、関連設計、防災・環境等に関する各種調査、資料整理等 |
| 建設コンサルタント | 主に、土木に係る企画・調査・計画・設計・監理等 |
| 地質調査業 | 地質・土質性状の調査・解析、地質に関するコンサルティング |

建設関連業産業規模

| | | |
|----|---|--------------------------------------|
| 土木 | 役所、公共の仕事が大半 「設計・施工の分離」が原則 発注者自らが工事の監督 | 業者数： 約19,000(登録業者数) |
| | 建築 | 民間の仕事のシェアが高い 設計を担当した建築設計事務所が工事の監理 |
| | | |

主要な所管団体(建設市場整備課)

| 正式名称 | 略称 | 会員数 | 会長 | 所属会社での役職 |
|--|------|--------|------|-------------------------|
| 設立目的 | | | | |
| (社)全国測量設計業協会連合会 | 全測連 | 2,759社 | 尾野安次 | 和歌山航測(株)代表取締役社長 |
| 測量業者が組織する各都道府県の団体を結集し、測量及びこれに関連する設計、調査業務の健全な発展と向上を図り、国土の建設等の推進に貢献し、もって産業の発展、行政の効率化並びに国民生活の向上に寄与すること。(S34年創立、S36年社団法人化) | | | | |
| (社)建設コンサルタンツ協会 | 建コン協 | 433社 | 廣谷彰彦 | (株)オリエンタルコンサルタンツ代表取締役社長 |
| 国民の要請に的確に対応し、かつ、環境の保全・創造に配慮した優れた社会資本の整備並びにその活用に貢献するため、建設コンサルタントの資質と技術力の向上を図り、もって公共の福祉の増進に寄与すること。(S36年創立、S38年社団法人化) | | | | |
| (社)全国地質調査業協会連合会 | 全地連 | 609社 | 瀬古一郎 | 中央開発(株)社長 |
| 全国の地質調査業者の組織する団体をもって構成し、地質調査業の進歩改善を図り、その経済及び社会的地位を向上させ、もって公共の福祉に寄与すること。(S31年創立、S39年社団法人化) | | | | |

登録制度の概要

| 業種 | 測量業者 | 建設コンサルタント | 地質調査業者 |
|-------------|--|--|--|
| 根拠法令等 | 測量法(昭和24年法律188号、業者登録昭和36年法律106号追加) | 建設コンサルタント登録規程(昭和52年建設省告示717号) | 地質調査業者登録規程(昭和52年建設省告示718号) |
| 規制の性格 | 法律による規制(登録がなければ測量業を行うことは不可)、登録制(有効期間5年) | 任意の制度(登録がなくても建設コンサルタントを行うことは可)、登録制(有効期間5年) | 任意の制度(登録がなくても地質調査業を行うことは可)、登録制(有効期間5年) |
| 目的 | 国若しくは公共団体が費用の全部若しくは一部を負担し、若しくは補助して実施する土地の測量又はこれらの測量の結果を利用する土地の測量について、その実施の基準及び実施に必要な権能を定め、測量の重複を除き、並びに測量の正確さを確保するとともに、測量業を営む者の登録の実施、業務の規制等により、測量業の適正な運営とその健全な発達を図り、もって各種測量の調整及び測量制度の改善発達に資すること(測量法第1条) | 建設コンサルタント登録規程に定める登録要件に該当する専門的な知識及び技術を有する建設コンサルタントについて、建設省に備える建設コンサルタント登録簿に登録することによる、個々の建設コンサルタントの業務内容を公示し、これらの建設コンサルタントを利用する依頼者の便宜に供するとともに、併せて建設コンサルタントの発達助長に資する。(昭和52年建設経済局長通達) | 地質調査業者登録規程に定める登録要件に該当する専門的な知識及び技術を有する地質調査業者について、建設省に備える地質調査業者登録簿に登録することによる、個々の地質調査業者の業務内容を公示し、これらの地質調査業者を利用する依頼者の便宜に供するとともに、併せて地質調査業者の発達助長に資する。(昭和52年建設経済局長通達) |
| 登録に関する実質的要件 | 営業所ごとに測量士(技術者として基本測量・公共測量に従事する者)を1名以上置くこと(法第55条の13) | 登録する部門毎に専任の技術管理者を置くこと(規程第3条1項1号) 建設コンサルタント業務を履行するに足る財産的基礎又は金銭的信用(資本金500万円以上かつ自己資本1,000万円以上)を有すること(同2号) | 専任の技術管理者を置くこと(規程第3条1項1号) 営業所毎に専任の現場管理者を置くこと(同2号) 地質調査業務を履行するに足る財産的基礎又は金銭的信用(資本金500万円以上かつ自己資本1,000万円以上)を有すること(同3号) |
| 登録後の義務 | 変更等の届出、財務に関する書類の提出、登録に関する情報の閲覧 | 変更等の届出、現況報告書(財務に関する書類を含む。)の提出、登録に関する情報の閲覧 | 変更等の届出、現況報告書(財務に関する書類を含む。)の提出、登録に関する情報の閲覧 |
| 業者の監督 | 営業停止(6月以内)、登録取り消し(2年間の再登録の禁止)、行政上の指導 | 登録消除(2年間の再登録の禁止)、行政上の指導 | 登録消除(2年間の再登録の禁止)、行政上の指導 |

登録規程の制定及び主な改正経緯

建設コンサルタント登録規程

| 施行 | 制定・改正 | 項 目 |
|----------|--------|---|
| 昭和39年4月 | 制定 | 一定の技術的能力を有する者に限った建設コンサルタント登録の実施 |
| 昭和49年7月 | 第1次改正 | 【部門新設】「トンネル部門」及び「森林土木部門」 【部門変更】「水力部門」、「発電土木部門」 「施工方法及び施工設備部門」、「施工計画及び施工設備部門」 |
| 昭和52年4月 | 第3次改正 | 【技術管理者の要件の強化】 ・登録部門ごとの専任制 ・登録部門の兼務禁止 ・原則的に技術士、同程度と認める基準の明確化 【営業基盤の充実】 ・財産的基礎又は金銭的信用を登録要件に追加 ・財務諸表の様式の制定 【公示機能の拡大】 ・現況報告書の提出義務及び発注者に対する情報提供 【登録削除項目の追加】 ・登録要件を満たさない場合等の報告の受理 ・正当な理由のない現況報告書等の未提出、報告書中の重要事項に係る虚偽記載 |
| 昭和58年5月 | 第4次改正 | 【技術管理者の専任配置の重視】 交替に際して、新しい技術管理者を専任する証明書及び変更届出書の提出義務化 |
| 平成6年8月 | 第7次改正 | 【部門新設】「建設環境部門」 【部門変更】「発電土木部門」、「電力土木部門」 「施工計画及び施工設備部門」、「施工計画、施工設備及び積算部門」 【様式】 ・営業収入金額の注文者の区分を細分化（海外受注を官公庁受注から分離・独立） ・技術管理者の専任配置及び経歴の重視 （所属営業所の名称、実務経験の内容の記載欄の新設） （登録部門の要件に該当する証明書類の添付） ・大株主の所有株数比率を明示 |
| 平成8年11月 | 第8次改正 | 【技術管理者の要件の拡大】 ・技術士以外の者に拡大 【部門新設】「水産土木部門」及び「電気・電子部門」 【様式】 ・使用者の技術士及びその他資格保有者内訳の記載 |
| 平成12年12月 | 第11次改正 | 【地方部局への権限委任】 ・国土交通大臣の権限の一部を登録業者の本店所在地を管轄する地方整備局等に委任 |
| 平成14年5月 | 第12次改正 | 【技術管理者の要件の拡大】 ・各登録部門の要件に、「総合技術監理部門に合格し技術士法に登録していること」を含める。 |
| 平成16年3月 | 第14次改正 | 【部門新設】「廃棄物部門」 【部門変更】「河川、砂防及び海岸部門」、「河川、砂防及び海岸・海洋部門」 「水道部門」、「上下水道部門」 その他、部門の項中の表記の変更 |

地質調査業者登録規程

| 施行 | 制定・改正 | 項 目 |
|----------|-------|--|
| 昭和52年4月 | 制定 | 一定の技術的能力を有する者に限った地質調査業登録の実施 |
| 昭和58年5月 | 第1次改正 | 【技術管理者の専任配置の重視】 交替に際して、新しい技術管理者を専任する証明書及び変更届出書の提出義務化 |
| 昭和60年8月 | 第3次改正 | 【現場管理者の認定要件の見直し】 大学又は高専で機械工学を修了した者について認定要件の1つとして追加 |
| 平成6年8月 | 第5次改正 | 【様式】 ・営業収入金額の注文者の区分を細分化（海外受注を官公庁受注から分離・独立） ・営業用機械機器の名称等の追加 ・技術管理者及び現場管理者の専任配置及び経歴の重視 （所属営業所の名称、実務経験の内容の記載欄の新設） （技術管理者については要件に該当する証明書類の添付） ・大株主の所有株数比率を明示 |
| 平成8年11月 | 第6次改正 | 【様式】 ・使用者の技術士及びその他資格保有者内訳の記載 |
| 平成12年12月 | 第9次改正 | 【地方部局への権限委任】 ・国土交通大臣の権限の一部を登録業者の本店所在地を管轄する地方整備局等に委任 |

技術管理者制度の概要

1. 技術管理者とは

登録を受けようとする登録部門ごとに置く必要のある当該部門に係る業務の技術上の管理をつかさどる専任の者

2. 技術管理者の技術士原則

技術管理者は、登録部門に対応する選択科目に合格し、登録を受けた技術士（一部、一級建築士）を原則としている。

少なくとも1名は技術士資格を持った技術管理者を置かなければならない。

3. 技術管理者の認定制度

技術管理者は上記の通り技術士等を原則としているが、当該部門に関する所要の実務経験を有するもので、国土交通大臣が技術士等と同程度の知識及び技術を有するものと認定したものについては、技術管理者となることができる。

< 技術管理者の認定の要件 >

配置予定登録部門に係る業務に関し30年以上の実務の経験を有するもの

大学又は専門学校卒業後、登録部門にかかる業務に関し20年以上の実務の経験を有するもの

配置予定登録部門と異なる選択科目の技術士であり、当該配置予定登録部門に係る業務に関し10年以上の実務の経験を有するもの

管理技術者等として、技術管理者又は有資格技術士の下で、RCCMに合格した後、5年以上の実務の経験を有するもの

(参考) 技術者資格の概要

| 資格名称 | 概要 | 登録者数 | 認定者 |
|--------|--|--|-------------------------|
| 技術士 | <p>【国家資格】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・科学技術に関する高度な専門的知識と応用能力を備えた技術者の資格である。技術士法に基づく国家試験に合格し、登録した者に称号が与えられる。 ・科学技術に関する高度な専門応用能力を必要とする事項についての計画、調査、研究、設計、またはこれらに関する指導を行う。 ・技術部門は全21部門である。 ・建設コンサルタント登録における技術管理者の要件の一つとなっている。 | 約63,000人 (建設部門: 約28,000人) <平成20年現在> ((社)日本技術士会 HPより) | 文部科学大臣 |
| RCCM | <p>【民間資格】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・建設事業の計画・調査・立案・助言に関する専門知識が問われる資格である。試験合格後、登録した者に称号が与えられる。 ・設計業務共通仕様書(国土交通省)に規定されている管理技術者・照査技術者として業務を処理・照査する任にあたる。 ・技術部門は全21部門である。 ・建設コンサルタント登録において、五年以上実務の経験を有することで、各技術部門の認定技術管理者となるための申請を行うことができる。 | 約24,736人 <平成20年現在> (「H21建設コンサル タント白書」) | (社)建設コンサル タンツ協会 |
| 測量士 | <p>【国家資格】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・測量計画の作成・計画の実施等、業務の責任全体を負う測量業務の専門家としての資格である。 ・測量法の規定で、基本測量(すべての測量の基礎となる測量)または公共測量(国又は地方公共団体の実施する測量)を行う技術者は、測量士か測量士補でなければならないと定められている。 ・測量業者登録において、測量士は営業所ごとに1人以上置くことが要件とされている。 | 測量士登録者 約217,000人 測量士補 約468,000人 <平成19年現在> (国土地理院HPより) | 国土地理院長 |
| 地質調査技士 | <p>【民間資格】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ボーリングなどの土質・地質調査(土壌・地下水汚染調査を含む)の現場作業に従事する技術者を対象とした資格である。 ・現場で実際に機械などの操作を行う「現場調査部門」と、地質調査技術者として現場に関わる「現場技術・管理部門」、「土壌・地下水汚染部門」の3部門に分かれる。 ・地質調査業者登録における現場管理者の要件の一つにもなっている。 | 約13,440人 <平成18年現在> ((社)全国地質調査業協 会連合会に 問い合わせ) | (社)全国地質 調査業協会連 合会 |

(参考) 建設コンサルタント登録部門と技術士・RCCMの対応関係 国土交通省

| 部門番号 | 建設コンサルタント登録部門 | RCCM登録部門 | 技術士:技術部門(専門科目) |
|------|---------------|---------------|---|
| 1 | 河川、砂防及び海岸・海洋 | 河川、砂防及び海岸・海洋 | 建設部門(河川、砂防及び海岸・海洋)総合技術監理部門(建設 - 河川、砂防及び海岸・海洋) |
| 2 | 港湾及び空港 | 港湾及び空港 | 建設部門(港湾及び空港)総合技術監理部門(建設 - 港湾及び空港) |
| 3 | 電力土木 | 電力土木 | 建設部門(電力土木)総合技術監理部門(建設 - 電力土木) |
| 4 | 道路 | 道路 | 建設部門(道路)総合技術監理部門(建設 - 道路) |
| 5 | 鉄道 | 鉄道 | 建設部門(鉄道)総合技術監理部門(建設 - 鉄道) |
| 6 | 上水道及び工業用水道 | 上水道及び工業用水道 | 上下水道部門(上水道及び工業用水道)総合技術監理部門(上下水道 - 上水道及び工業用水道) |
| 7 | 下水道 | 下水道 | 上下水道部門(下水道)総合技術監理部門(上下水道 - 下水道) |
| 8 | 農業土木 | 農業土木 | 農業部門(農業土木)総合技術監理部門(農業 - 農業土木) |
| 9 | 森林土木 | 森林土木 | 森林部門(森林土木)総合技術監理部門(森林 - 森林土木) |
| 10 | 水産土木 | 水産土木 | 水産部門(水産土木)総合技術監理部門(水産 - 水産土木) |
| 11 | 廃棄物 | 廃棄物 | 衛生工学部門(廃棄物管理)総合技術監理部門(衛生工学 - 廃棄物管理) |
| 12 | 造園 | 造園 | - (建設部門(都市及び地方計画) 総合技術監理部門(建設 - 都市及び地方計画) + 実務経験) |
| 13 | 都市計画及び地方計画 | 都市計画及び地方計画 | 建設部門(都市及び地方計画) 総合技術監理部門(建設 - 都市及び地方計画) (一級建築士 + 実務経験(5年以上)) |
| 14 | 地質 | 地質 | 応用理学部門(地質)総合技術監理部門(応用理学 - 地質) |
| 15 | 土質及び基礎 | 土質及び基礎 | 建設部門(土質及び基礎)総合技術監理部門(建設 - 土質及び基礎) |
| 16 | 鋼構造及びコンクリート | 鋼構造及びコンクリート | 建設部門(鋼構造及びコンクリート)総合技術監理部門(建設 - 鋼構造及びコンクリート) |
| 17 | トンネル | トンネル | 建設部門(トンネル)総合技術監理部門(建設 - トンネル) |
| 18 | 施工計画、施工設備及び積算 | 施工計画、施工設備及び積算 | 建設部門(施工計画、施工設備及び積算)総合技術監理部門(建設 - 施工計画、施工設備及び積算) |
| 19 | 建設環境 | 建設環境 | 建設部門(建設環境) 総合技術監理部門(建設 - 建設環境) |
| 20 | 機械 | 機械 | 機械部門(機械設計、材料力学、機械力学・制御、動力エネルギー、熱工学、流体工学、交通・物流機械及び建設機械、ロボット、情報・精密機器) 総合技術監理部門(機械 - 機械設計、材料力学、機械力学・制御、動力エネルギー、熱工学、流体工学、交通・物流機械及び建設機械、ロボット、情報・精密機器) |
| 21 | 電気電子 | 電気電子 | 電気電子部門(発送配変電、電気応用、電子応用、情報通信、電気設備) 総合技術監理部門(電気電子 - 発送配変電、電気応用、電子応用、情報通信、電気設備) |